

1 答 申 第 3 号
令和元年7月23日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武 藤 知 之

答 申 書

令和元年7月5日付け1衛第310号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

久留米市が保有している食品営業許可業者、第一種動物取扱業者及び理美容業者に係る個人情報を佐賀税務署に対し、オンライン結合等により提供することの、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部保健所衛生対策課】

2 審議会の意見

久留米市が保有している食品営業許可業者、第一種動物取扱業者及び理美容業者に係る個人情報を佐賀税務署に提供するに当たり、オンライン結合等により行うことについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。